

## 決議 13.7 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### 手回り品および家財の取引規制

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択された旅行者の土産品標本の取引規制に関する決議 10.6 並びに第 12 回締約国会議（サンティアゴ、2002 年）で採択された手回り品および家財に関する決議 12.9 を想起し、

条約第 3 条 3(c) 項で附属書 I 掲載種の標本が輸入国内で主として商業的目的のために使用されないことを必要としていることに注目し、

条約第 7 条 3 項に手回り品または家財である標本が条約第 3 条、4 条、5 条の規定を免除される条件が明記されていることを考慮し、

条約が「手回り品または家財」という用語を定義していないことをさらに考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は通常居住する国に帰国する人によって輸入される土産品である附属書 I 掲載種の標本には適用されないことを考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は、その標本が輸出前に輸出許可書の発給を必要とする国において野生から採取された場合、通常居住する国に帰国する人によって輸入される土産品である附属書 II 掲載種の標本には適用されないことをさらに考慮し、

だが、輸出許可書がしばしば輸出国によって必要とされないことを認識し、

輸出国および輸入国以外の締約国については、第 7 条に従い附属書 II 掲載種の標本は CITES の規定を免除されることに留意し、

現在締約国は第 7 条 3 項を異なる方法で実施しており、手回り品または家財に関する免除が均一に適用されるべきであることを認識し、

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議（バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年、ドーハ、2010 年）で改正された植物の取引の規制に関する決議 11.11 (CoP15 で改正) が、手回り品と考えられる 1 人あたりのレイnstiックの数を制限するよう勧告したことを想起し、

第 12 回締約国会議で採択され第 13 回、第 14 回、および第 16 回会議で改正されたチョウザメ並びにヘラチョウザメの保全と取引に関する決議 12.7 (CoP16 で改正) が、手回り品と考えられる 1 人あたりのキャ

ビアの量を制限するよう勧告したことを想起し、

各締約国はその領土全体に対して統治権を有し、条約をそれに従い適用するものとみなされるため、条約では空港ラウンジ（免税店を含む）、自由港または保税地域外に関する特別な規定を設けていないことを想起し、

附属書 I 並びに II に掲載された種の部分並びに派生物が旅行者の土産品標本として広く販売され続けており、一部の国では附属書 I 掲載種が主に海外からの旅行者への販売を行う国際空港その他の場所（免税エリアを含む）の土産物店で販売用に提供され続けていることを認識し、

国際出発の場所における附属書 I 掲載種の標本の販売は意図するか否かを問わず、そのような品目の違法輸出を助長することがあり、そのような輸出はそのような種の保全に関して憂慮される問題であることを認識し、

附属書 I 掲載種の旅行者の土産物標本の販売は場合によっては取引のかなりの部分を占め、それがそのような種の存続を脅かす可能性があることを承知し、

条約および絶滅のおそれのある種の取引に関する国内法の目的および要件に関し、いまだに社会での認知度が低いことを認識し、

国際空港、海港、国境は条約の必要条件に関して旅行者に情報を伝える教育的展示を行う絶好の機会であり、そのような場所における旅行者の土産品標本の販売はその教育的メッセージを深刻に損なうことをさらに認識し、

条約第 14 条 1 項で輸入国と輸出国の両方が一層厳重な国内措置を講じることを許可していることを承知し、

これらの規定の効果的な実施は第 14 条 1 項に従い締約国が講じる措置を明確にすることによって強化されることを考慮し、

#### 条約締約国会議は

第 7 条 3 項に記載された「手回り品または家財」という用語は次のような標本を意味すると決定する。

- a) 非商業的目的のために個人的に所有または所持される。

\* 第 14 回締約国会議で改正。第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正され、さらに第 16 回締約国会議で改正。

- b) 法的に取得された。かつ、
- c) 輸入、輸出、または再輸出の時点で次のいずれかに該当する。
- i) 着用しているか、携行しているか、個人的荷物の中に収納されている。または
- ii) 家財移動の一部。この決議の目的のために、「旅行者の土産品標本」という用語は所有者が通常居住する国の外で取得した手回り品並びに家財にのみ適用され、生きている標本には適用されないことも決定する。

締約国は次のことを行うことに合意する。

- a) 決議 10.20 に従い CITES 附属書に掲載された種の合法的に取得され、個人的に所有される生きている動物の越境移動を規制する。
- b) 以下を除き、附属書 II 掲載種の死んだ標本、部分または派生物である手回り品または家財に対しては輸出許可書または再輸出証明書を要求しない。
- i) その取引に関与する他方の締約国がそのような書類を要求していることが事務局からの通達および CITES ウェブサイト上で助言されているとき。または
- ii) ハンティングトロフィーに含まれるサイの角または象牙の輸出および再輸出
- iii) 以下について数量が指定した上限を超過したとき
- －チョウザメ種 (チョウザメ目全種 *Acipenseriformes* spp.) のキャビア－ 1 人あたり 125g まで。決議 12.7 (CoP16 で改正) に従い、容器にラベルを貼付すること。
  - －サボテン科全種 *Cactaceae* spp. のレインスティック－ 1 あたり 3 標本まで
  - －ワニ種の標本－ 1 人あたり 4 標本まで
  - －ピンクガイ (*Strombus gigas*) の殻－ 1 人あたり 3 標本まで
  - －タツノオトシゴ類 (タツノオトシゴ属全種 *Hippocampus* spp.) － 1 人あたり 4 標本まで
  - －シャコガイ類 (シャコガイ科全種 *Tridacnidae* spp.) の殻－ 1 人あたり 3 標本 (各標本は 1 つの完全な殻か、または半分ずつ 2 枚の対)、1 人あたり 3kg まで
  - －沈香の標本－ 1 人当たり 1 kg 以下のウッドチップ、24 ml 以下のオイル、2 セット以下の

ビーズ (または数珠、2 本までのネックレスもしくはプレスレット)

- c) CITES に従う手回り品または家財の取扱いについて税関当局に助言する。
- d) 国際空港、海港、国境、特に通関地点を越えた免税領域などの国際出発の場所における附属書 I 掲載種の旅行者の土産品標本の販売を禁止するために、検査および商店主への情報提供を含め、すべての必要な措置を講じる。
- e) 国際出発並びに到着の場所において展示およびその他の手段を通じ、関連する全言語で情報を提供し、旅行者に条約の目的並びに必要な条件および野生動物の標本の輸出入に關係する国際並びに国内法に関する旅行者の責任を伝える。かつ、
- f) 国内並びに国際旅行代理店、航空会社、ホテルその他の関連団体と共同で、海外を旅行する旅行者並びに外交特権を有する人が CITES 掲載種から派生した品目に関して効力を持つかまたは効力を持つ可能性がある輸出入規制を意識するよう保証する。

締約国が手回り品または家財に関する免除を解釈し、導入するにあたり、締約国はこの決議の付記 1 に掲げるガイドラインを用いるよう勧告する。

締約国が上記 b) iii) 項に掲げる一覧表の修正を希望する場合、本決議の付記 2 に掲げるガイドラインに従うよう勧告する。

次のとおりに求める。

- a) 旅行者の土産物である附属書 I 掲載種の標本に関して全締約国が条約第 3 条の必要条件に完全に準拠する。かつ、
- b) 旅行者の土産物標本の輸入について問題を経験した輸入国はその旨を関連する輸出国および CITES 事務局に通達する。常設委員会に対し、この決議の適用に関する困難を同委員会に通報した締約国を補助する方法を考慮するよう命じる。

締約国に対し、この決議に関する国内法の調和を図るよう奨励する。かつ、

以下に列挙する決議を廃止する。

- a) 決議 10.6 (ハラレ、1997 年) －旅行者の土産物標本の取引規制、および
- b) 決議 12.9 (サンティアゴ、2002 年) －手回り品および家財。

## 付記 1 手回り品および家財の解釈に関するガイドライン

### 条約の第 7 条 3 項の解釈

1. 第 7 条 3 項により、手回り品または家財である標本に対しては、条約の第 3 条、4 条、5 条の規定は適用されない。
2. 第 7 条 3(a) 項により、通常の自宅がある国の外で附属書 I 種の標本を取得した場合、それはこの免除から除外される。附属書 I 種の標本を外国から取得することは可能であるが、自国への輸入は第 8 条または第 7 条の他項の条件に従い行わねばならない。
3. 第 7 条 3(b) 項により、通常の自宅がある国以外の国であって、野生からの採取が行われ、輸出許可書を義務付けている国で附属書 II 種の標本を取得した場合、それはこの免除から除外される。
4. 締約国は一層厳重な国内措置を適用し、輸入国または輸入国が手回り品および家財に関する免除から標本を除外し、数量による制限を設け、または免除を全く導入しないことを選択することができる。
5. 決議 Conf. 13.7 (CoP16 で改正) において、締約国は国内法で第 7 条 3 項を施行するか否かを報告するよう勧告されている。
6. 締約国は免除を導入している締約国を事務局のウェブサイトを確認する。
7. 締約国は決議 Conf. 13.7 (CoP16 で改正) 付記 2 のガイドラインに従い、附属書 II 種に関する数量制限を設けることができる。決議 Conf. 13.7 (CoP16 で改正) 「手回り品および家財」の定義
8. 標本は商業目的以外の目的で個人的に所有または所持される。営利を目的とする使用、販売、商業目的での展示、販売目的での保管、販売目的での提供、販売目的での輸送は除く。
9. 標本は合法的に取得される。
10. 手回り品および家財とみなすことが可能な個人的に所有または所持される標本には、2 つのタイプがある。それは (1) 手回り品—輸入、輸出、再輸出の時点で着用しているか、携行しているか、個人的荷物の中に収納されている標本。または (2) 家財—輸入、輸出、再輸出の時点で家財移動の一部である標本。

### 「手回り品および家財」とみなすことが可能な標本のタイプ

11. 特定の条件において手回り品および家財として免除できる標本の分類がいくつか存在する（個人的に所有する品、観光土産品、ハンティングトロフィーなど）。
12. 個人的に所有または所持する標本とは、通常の自宅がある国に居住している間に取得された附属書 I、II、III のいずれかの標本である。取得が国内法に従う限り、標本を取得するには多数の方法がある。次のような例があるが、これに限定しない。
  - 通常の自宅がある国において野生から直接採取されたもの
  - 通常の自宅がある国で取得されたか、または別の国から CITES の規定に従い輸入された贈答品
  - 通常の自宅がある国で取得されたか、または別の国から CITES の規定に従い輸入された相続財産
  - 通常の自宅がある国から標本を合法的に取得したか、または別の国から CITES の規定に従い標本を輸入した販売者からの購入
  - 海外旅行中に取得され、手回り品および家財の免除に基づき、または適切な CITES 書類を付けて、輸入された土産品
  - 海外で合法的に狩猟され、手回り品および家財の免除に基づき、または適切な CITES 書類を付けて、輸入されたハンティングトロフィー
13. 個人的に所有または所持される標本は、輸入国と輸出国の両方がその種の手回り品および家財の免除を導入し、輸入、輸出、再輸出の時点で標本が着用されていたか、携行されていたか、個人的荷物の中に収納されていた場合に、手回り品として免除される。
14. 個人的に所有または所持される標本は、輸入国と輸出国の両方がその種の手回り品および家財の免除を導入し、輸入、輸出、再輸出の時点で標本が家財移動の一部である場合に、家財として免除される。
15. 観光土産品は海外旅行中に取得された附属書 II

または III の標本である。輸入国と輸出国の両方がその種の手回り品および家財の免除を導入し、輸入、輸出、再輸出の時点で標本が着用されていたか、携行されていたか、個人的荷物の中に収納されていた場合に、それらは手回り品として免除される。

16. ハンティングトロフィーは決議 12.3 (CoP16 で改正) の「ハンティングトロフィー」の定義と一致する附属書 II または III の標本である。輸入国と輸出国の両国がその種の手回り品および家財の免除を導入し、輸入、輸出、再輸出の時点

に標本が着用されていたか、携行されていたか、個人的荷物の中に収納されていた場合に、それらは手回り品として免除される。ハンティングトロフィーに含まれるサイの角および象牙の輸出および再輸出は、手回り品および家財の免除を受ける資格がないことに留意すること。

17. 宝石または皮革品などの商品（典型的には 1 足の靴や 1 対のイヤリングなど、複数で構成される）が、保護された標本および他の品の複数の断片から成る場合、それは 1 点の標本として扱う。

## 付記 2 数量の上限がある附属書 II 掲載種の手回り品および家財の一覧表を修正するためのガイドライン

1. 数量の制限が設定されているものを含め、数量の上限がある附属書 II 掲載種の手回り品および家財の一覧表を、追加、削除、その他の方法で修正するための提案は、締約国が開始すること。
2. 提案には、その提案が主として執行または保全を目的として行われるか否かの提示を含め、それを支持する情報および正当とする理由を盛り込むこと。
3. 締約国は、数量の上限がある手回り品および家財

の一覧表を不必要に長くしないよう、あらゆる努力を払うこと。

4. 締約国が討議と決定のために締約国会議に提出する提案を支持するために、提案には以下の情報を盛り込むよう勧告する。
  - a) 生息国、生産国、消費国との協議から導かれる提案による影響の評価；および
  - b) 提案の執行可能性の評価 ■